

# ブラジルにおける耕作面積の拡大

- 1995年以来アマゾンの持続可能な開発のために取り組んできた科学的、非政府、非政府、非営利の組織、アマゾン環境研究所（IPAM）は、「アマゾン伐採への警告：AMAZÔNIA EM CHAMAS: O NOVO E ALARMANTE PATAMAR DO DESMATAMENTO NA AMAZÔNIA」の中で、アマゾン法定域における森林伐採の推移を以下の様に報告している
- アマゾン法定域の48.5%を占める環境保護区、インディオ保護区は、法律上、既に保全されている地区であるが、グリラジェンと呼ばれる違法伐採者により、被害を受けている。木材伐採を目的とした伐採と考えられる

## アマゾンにおける伐採面積の推移（単位：km<sup>2</sup>）

|                  | 2015/2016 | 2016/2017 | 2017/2018 | 2018/2019 | 2019/2020 | 2020/2021 |        |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|
| 全体               | 7,258.4   | 6,735.3   | 6,931.5   | 10,651.7  | 10,312.5  | 11,786.8  | 100.0% |
| 私有地              | 4,051.4   | 3,825.3   | 3,719.5   | 5,386.7   | 4,934.5   | 5,778.8   | 49.0%  |
| 農地改革地            | 2,072.0   | 1,906.0   | 1,690.0   | 2,818.0   | 246.0     | 2,878.0   | 24.4%  |
| その他私有地           | 1,975.0   | 1,914.0   | 2,026.0   | 2,565.0   | 2,471.0   | 2,898.0   | 24.6%  |
| 国有地および不明地区       | 3,207.0   | 2,910.0   | 3,212.0   | 5,265.0   | 5,378.0   | 6,008.0   | 51.0%  |
| 環境保護区            | 849.0     | 615.0     | 731.0     | 1,055.0   | 1,156.0   | 1,384.0   | 11.7%  |
| インディオ保護区         | 118.0     | 128.0     | 250.0     | 501.0     | 427.0     | 327.0     | 2.8%   |
| 用地不明地区           | 2,240.0   | 2,166.0   | 2,231.0   | 3,709.0   | 3,794.0   | 4,297.0   | 36.5%  |
| 国有地および不明地区の占める割合 | 44.2%     | 43.2%     | 46.3%     | 49.4%     | 52.2%     | 51.0%     |        |

（出所）[https://ipam.org.br/wp-content/uploads/2022/02/Amaz%C3%B4nia-em-Chamas-9-pt\\_vers%C3%A3o-final-2.pdf](https://ipam.org.br/wp-content/uploads/2022/02/Amaz%C3%B4nia-em-Chamas-9-pt_vers%C3%A3o-final-2.pdf)より、ORIENTAL CONSULTANTS GLOBAL DO BRASIL LTDA作成

## 改定森林法に基づく熱帯雨林保護 CAR（農村部環境登録）

- 森林法（LEI Nº 12.651, DE 25 DE MAIO DE 2012.）は、土地に関する全ての基準を制定したもので、2012年5月に改訂されている。農村部における環境保全義務に関する法律で、これがベースとなって農村部環境登録（CAR）、それに連なる融資制度、流通制度を連結させることにより、農村部での環境保全体制を監視することが狙いである
- CAR（農村部環境登録）は、森林法の改定に伴い、農地のデジタル化促進のため実施しており、全ての経済活動を行うためには、CARを実施することが義務となっている
- 森林法での、民間土地所有地における環境保全の割合は以下の様に設定されている

### I - アマゾン法定域:

- a) アマゾン植生域 ; 80%
- b) セラード植生域 ; 35%
- c) カンポスジェライス植生域 ; 20%

### II - その他の地区: 20%

## 改定森林法に基づく熱帯雨林保護 環境ゾーニング

- 州は、それぞれの経済環境ゾーニングを行うことを義務付け、土地所有者はそのゾーニングに基づき活動を行うことが義務付けられている。これらは以下の法律にて規定されている
  - Lei nº 6.938, de 31 de agosto de 1981
  - Decreto nº 4.297, de 10 de julho de 2002
  - Decreto nº 5.300, de 7 de dezembro de 2004
  - Lei nº 12.651, de 25 de maio de 2012
- Lei nº 6.938は、1981年8月に制定され、国家環境システム(Sisnama)を設立し、連邦政府、州政府、市政府に対し、社会経済開発にあたり、環境ゾーニングの実施を義務付けた法律である。Decreto nº 4.297は、環境エコロジーゾーニングの詳細な規定を策定したものである。地方政府、特に州政府の社会経済ゾーニング実施の規定を設定した法律である。Lei nº 12.651は、在来植生の保全に関する規定を設定した法律である
- これらの法律は、環境ライセンス取得のベースとなっており、連邦政府、地方自治体は、環境ゾーニングを行ない、そのゾーニングを順守した開発計画を行う事が義務付けられている。連邦政府、州政府は、この法律に基づき、州公園、環境保全地区を設定している。灌漑事業、道路事業等のインフラ事業実施の際には、この設定された環境ゾーニング順守することが必要になっている。この環境ゾーニングに対しては、全ての州がこの環境ゾーニングを既に設定している
- アマゾンに関しては、既にアマゾン法定域社会経済ゾーニングが、環境省主導の下、2010年に制定され、法令 Nº 7.378にて、国会にて認定されている
- CARは、全ての土地所有者に義務付けられるもので、これがベースとなり土地利権所が有効となり、担保として保障されることにより、政府の農業融資制度を受けられることになる。更に今後は、流通に関してもCARの義務化を課していく予定となっている

## 改定森林法に基づく熱帯雨林保護 環境ライセンス

- ブラジルでは全農地に対し、上記に記す保全地区を設けることを義務付け、更に種々の規制が設け、開発に関しては、50ha以上の開発に関しては、環境ライセンスを取得することを義務づけている。
- ブラジルでは、全ての活動に環境ライセンス所得が義務付けられており、農業部門では、取水を必要とする灌漑施設、道路・排水路等の施設を必要とする施設を建設する場合、事業主は、環境ライセンス取得が必要となっている。また植林に関して在来種でない植林をする場合、同様に、事業主は、環境ライセンスを取得することが義務づけられている。
- 環境ライセンシングプロセスには、3段階があり、各段階で環境面からみたプロジェクトの実現可能性が評価・分析され、条件を満たした場合にライセンスが発行される様になっている。環境ライセンスが定める条件には、環境影響に対する予防措置、緩和措置、補償措置等の配慮の有無などが含まれる。
  - ① 事前許可（LP - Licença prévia）；プロジェクトの計画段階において、基本条件を満たし、環境面の実現可能性を確認した場合に発給され、立地・設計を承認する。
  - ② 設置許可（LI - Licença de instalação）；環境対策他すべての要求条件を満たした場合に発給され、プロジェクトの設置を承認する。
  - ③ 操業許可（LO - Licença de operação）；②の設置許可の付帯条件を遵守していることが確認された後に発給され、プロジェクトの操業を承認する。
- 重大な環境被害を引き起こす可能性のあるプロジェクトについては事前の環境影響調査が行われ、環境省の環境・再生可能天然資源院（IBAMA）がライセンスを発給する。それ以外は、州がライセンスの発給元になる。工場の建設予定地は、施設の環境ライセンス付与に直接影響するため、企業は特に細心の注意が必要である。水源の近くや特殊な動植物の生息地などでは環境ライセンスの取得が複雑・長期化する。また場合によっては事後であっても環境補償の請求が生じることもあるので注意を要する

# 大豆に関する労働問題の現状

- ブラジルの穀物産業は、農業機械の大型化および厳しい労働法の影響を受け、大半の農家の従業員数は10人以下となっている
- ブラジルの2022/23の大豆栽培面積は、43,334,100haである。農家平均5人の従業員がいたと仮定する、総従業員数は、約10万人であり、従業員一人当たりの栽培面積は、433ha程度と想定される
- 但し、これらの従業員は、大豆と同時に裏作のトウモロコシ栽培にも従事しており、これらを考慮すると従業員一人当たりの栽培面積は800ha程度と想定される
- 従業員の主な構成は、農業機械運転手、サイロ管理、機械修理工等で、農業に従事する従業員は極僅かであると想定される。
- 生産だけの分野においても、活動の分業化が進行しており、大型企業農家の例を参考に従事する労働者の種類を分類すると以下のようになる。次表に従業員数別農家数を示す

## 従業員数別大豆生産者数

| 従業員数別           | 農家数    |
|-----------------|--------|
| 総大豆生産者          | 20,404 |
| 従業員10人以下農家数     | 19,871 |
| 従業員10人～20人以下農家数 | 0      |
| 従業員20～50人       | 513    |
| 従業員50～100人      | 0      |
| 従業員10～200人      | 7      |
| 従業員200～500人以下   | 2      |
| 従業員500～1000人以下  | 3      |
| 従業員1000人以上      | 1      |

（資料）ブラジル地理統計院「ブラジル農業センサス」より、ORIENTAL CONSULTANTS GLOBAL DO BRASIL LTDA作成

## 大型企業農家における従事する労働の種類

- ① 農場全体管理（農場長）
- ② スタートアップ企業（委託）
- ③ 資金調達・管理および販売管理（インボイスの発行、CPRの発行等）
- ④ 会計および事務管理（給与の支払い、労働管理）
- ⑤ プラットフォーム運営管理（プラットフォームの構築・維持・運営）
- ⑥ 資材管理・調達（肥料、農薬、燃料、農機具等）
- ⑦ 倉庫管理（サイロ運営）
- ⑧ 農機具運転者（トラクター、播種機、撒布機、収穫機、ドローン等）
- ⑨ 機器修理工
- ⑩ 雑用係（一般労働者）

# ブラジルの労働関連法規制

- 農場の労働者も先端技術を兼ね備えた機器の操作が必要であり、労働に関する法律は、1943年に制定されたDECRETO-LEI Nº 5.452, DE 1º DE MAIO DE 1943に基づき施行されており、企業はこれを遵守することが義務付けられている
- 労働者の労働環境については、1977年に設定された労働環境法（LEI Nº 6.514, DE 22 DE DEZEMBRO DE 1977.）あり、雇用者はこの法律に基づき雇用することが規定されている
- 農業部門に対して、これを遵守することが義務付けられている。労働法および労働環境法に基づく労働裁判も多発していることより、農家は自動化の方向に進んでおり、農業部門での雇用は大きく減少している

## 労働に関する法律での規定

- ① 宗教の自由に関する規定（Lei nº 13.467, de 2017）
- ② 休養に関する規定（Lei nº 13.467, de 2017）
- ③ 娯楽に対する規定（Lei nº 13.467, de 2017）
- ④ 教育に関する規定（Lei nº 13.467, de 2017）
- ⑤ 食事に関する規定（Lei nº 13.467, de 2017）
- ⑥ 社会活動に関する規定（Lei nº 13.467, de 2017）
- ⑦ 衛生状況に関する規定（Lei nº 13.467, de 2017）
- ⑧ ユニフォーム使用に対する規定（Lei nº 13.467, de 2017）

（出所）CONSULTANTS GLOBAL DO BRASIL LTDA作成

## 労働環境法の規定

- ① 認可機関の監査を受ける義務
- ② 厚生省への雇用者登録義務
- ③ プロテクト用の機材を配置する義務
- ④ 雇用者の病気・災害に対応する義務
- ⑤ 労働環境として適切な施設を有する義務
- ⑥ 適切な照明を設置する義務
- ⑦ 適切な電気設備を整備する義務
- ⑧ 使用する薬品・資材等の適切な管理義務
- ⑨ 所有する機械の適切な運転（職業訓練等）
- ⑩ 特殊機械での適切な取り扱い義務
- ⑪ 健康被害のリスクのある作業への対策
- ⑫ 重労働への対策
- ⑬ これらを遵守しなかった場合の罰則の規定



## 第3章. パーム油（マレーシア）

---



## 3. パーム油（マレーシア）

---

### 3-1 マレーシアの概要

### 3-2 マレーシア産パーム油の現状

### 3-3 サステナビリティに関連する課題等

### 3-4 マレーシア産パーム油の品質・量の安定調達のための取組の方向性